

特248

330

保護叢書第二輯

學童の小遣錢

財團法人日本少年保護協會

大阪支部



0041161000

0041161-000

特248-330

学童の小遣錢

日本少年保護協會大阪支部

昭和9

AHB

特248

330

は し が き

當支部では、曩に保護叢書の刊行を企て、京都帝國大學教授、文學博士野上俊夫氏の「青年の性慾に就いて」を題する講演の速記を排印し、其第一輯として發行したのであるが、その後種々の事情の爲に、引續き刊行し得ぬまゝに實に六星霜を経たのであつた。然るに其後支部の組織が改まり、研究部に於て機關誌「我が子」の發行を掌るこゝまゝなるや、中絶せる右保護叢書の繼續刊行を要望する向が多くなつたので、この容易ならぬ仕事も研究部に於て引受け

るこゝまゝしたのである。本書は、實にその復活第一回のものであつて、學童の小遣錢についての統計的考察である。所謂小遣錢については幾多の問題があり、苟も兒童問題、少年保護問題に關心を有するものならば、何人も忠實なる研究を深き考察を重

ねなければならぬものであるに拘らず、之に關する文献は尙甚だ乏しい様である。本研究は、大阪、京都、神戸の三大都市に於ける小學校兒童及中等學校生徒の小遣錢を調査比較し、大體の標準を知らんこともないのであるが、これによつて少年不良化の原因を探究する上に幾分の参考資料を得ることが出来るであらう。

最後に、この調査を爲すに關し大阪府少年審判所統計部主任、少年保護司鳥澤清氏の援助指導を受けたこと大なるものあるを記し感謝の意を表する次第である。

財團 日本少年保護協會
法人 大阪支部内 研究部

「學童の小遣錢」

(一)

子供の不良化と小遣錢の多寡とが密接不離の關係にあることは何人も疑はざるどころである。小遣錢の過多が禍根となりて浪費、遊蕩に身を持ち崩さしめた者もあるが、又小遣錢に不自由をさせた結果悪心を起し、他人の財物に手を出した者は更に多數であつて枚舉に遑なき程である。大阪少年審判所が昭和五年より昭和七年に至る三ヶ年間に取扱ひたる保護少年六千五百七十人の内二千二百二十六人即ち二三、七〇パーセントは小遣錢の不足に遑困するものであつて、百七十九人(二、〇〇%)は小遣錢過多により悪化したものである。此の如く小遣錢に不足を感じしむる事の良くない事は勿論であるが、さりして多過ぎるのも亦よろしくない。其の適當なる標準を見出すことは仲々容易な業ではない、何んとなれば、此の問題は、子供の年齢に依り又心身の發育程度、習慣及び家庭の生活程度、その他境遇上の關係に依り一律に定むることの出来ない場合が多いからである。

一部の家庭では、子供の小遣錢は出来る丈け少額にして、子供には不自由をさせるが、又子供に小遣錢を持たせるに悪化するに或一途に思ひ込んで居られるものもあるやうに思はれる。就中保護少年の場合に於てそう云ふ例に屢々直面するのであるが、小遣錢の不足、缺乏に堪へ得る丈けの自制心を有するものはよいが、諸種の誘惑、慾望、好奇心に抗し得ない者は忽ち罪の奴隸になつて終うのである。然りして法外なる多額の小遣錢を與ふることは非なるは言を俟たない處であつて、是等小遣錢支給額の當を得なかつた結果が、前記二十五パーセント強の割合を以て子供の不良化と云ふ事實になつて現はれたものと思はれる。之は小遣錢の標準を定むるに當り有力なる参考資料と云ふべきであると共に本調査の目的亦小遣錢の標準決定に對する一資料たらしむるにあるのである。

小遣錢の意義及びその範圍を定むることは頗る六ヶ敷い問題であつて、ここからどこまでを小遣錢と認むべきかはその認定困難である。然し「用途を定めずと與へられ、他の制肘を受けずと自由に費消し得る金錢」は所謂小遣錢と認めて差支へなからふと思ふ。従つて同じ用途に充てられたものも小遣錢と認むべき場合と否らざる場合とがあり得る。例へば筆、墨、紙、其他學用品費、通學用電車賃等は小遣錢の範圍に入るべきものではないが、鉛筆一本、手帳一冊もその好奇心、欲望を満足せしむるために子供の自由なる意思に依つて買ひ求めたことすれば、その用途は修學の爲めのものであつたとしても、それは小遣錢の範圍に入るべきものであると云ひ得る。又同じ電車賃であつても、野球見物に甲子園に行つたときか、水泳のために濱寺公園に行つたときか云ふやうな費用及び之に附隨する雜費等は當然小遣錢の範圍に入るべきものであると思ふ。要之子供が他の制肘を受けず自由に費消し得るため與へられたる金錢は、一切小遣錢なりと云ふのが適當ではあるまいか。

本調査は此の意味に於て各學校に御依頼したのであつて「小遣錢の範圍は通學用電車賃、學用品費、其他修學に必要なる費用を除きたるものご御承知相成度候」の注意書を附したるは之がためである。

(111)

本調査を御依頼した方面は大阪、京都、兵庫の二府一縣である。之は當大阪少年審判所が以上二府一縣を管轄してゐるからである。然し是等二府一縣下の學校全部に涉つて悉く調査を爲すことは困難であるが故に大阪市、京都市、神戸市の三大都市（其隣接町村をも包含す）に於ける小學校児童及び中等學校生徒の小遣錢を調査比較して大體の標準を把握せんが爲め

大阪市内中學校	三校。	高等女學校	三校。	小學校	六校。（市外隣接町の分二校を含む）
京都市内中學校	三校。	高等女學校	二校。	小學校	四校。
神戸市内中學校	二校。	高等女學校	二校。	小學校	四校。
以上二十九校に對し調査を御依頼したのであるが、右の内回答を寄せられたる學校は					
大阪市内中學校	三校。	高等女學校	三校。	小學校	五校。（市外隣接町の分二校を含む）
京都市内中學校	三校。	高等女學校	一校。	小學校	二校。
神戸市内中學校	二校。	高等女學校	一校。	小學校	三校。

以上二十三校であつて、其調査人員二萬五千五百八十六人である、斯く多數の學童に付繁雜なる調査を厭はず回答せられたことは洵に感謝に堪へない次第である。

尙調査を御依頼した中等學校は公立と私立とに區別し、適當に選擇した積りである、又小學校に於ては市の中央部と周圍部に於ける兒童の家庭生活の相異なるべきを豫想し、之亦適當に選擇按配した積りである。然し調査を御依頼した以上二十余校の學校名はその發表を差控ふることに致したので、此の點は關係學校當局に於て特に御諒承を願ひ度い。

(112)

調査の方法は、上記各學校に對し、左記雛型に依る無記名式調査小票を兒童、生徒各自より徴していただいたのである。その無記名式を採用したのは被調査者の自尊心を重んじ、且つ赤裸々の眞實の記載を欲したからであつたが、之がため却つて野次の氣分を以て、無責任なる記載を爲したる如く疑はるゝものゝ若干ありたるは遺憾である。又小遣錢の注意書を見落して一ヶ月の遊學費（地方より出でて下宿、自炊、親族方寄寓等のものに多いやうだ）全部を記

載されたものもあるやうに思はれる。然しそれ等の記載が野次のものか將又誤記であるか否かは小票の上では判明しないので、集計に當りてはそのまゝを掲ぐることにした。尙小學校兒童の多くは男女の區別が明かでないので男女合表となつてゐる。

小票様式

第 學年(無記名)

當 年

日 二 錢

又 八

月 二 圓

錢

(五)

集計に當りては、年齢を基準にすべきが至當ならんも、本調査に於ては學年を標準とし、學年別に依り表を作成した。従つて同學年にて年齢の異なるものは別に纏めて之を掲げた。

又日にく小遣錢を受くるもの一ヶ月に幾何かを定めて支給せらるゝものがあるもので、此の二者を區別して掲表した。尙表中の調査人員は當該欄に於ける全人員であつて、その内には小遣錢を全然受けざるものをも包含してゐる。又金額の合計は、日日支給せらるゝ小遣錢は之を一ヶ月に換算して合計したものである。平均額は調査人員中より小遣錢を受けざる者を除外したる數を以て金額合計を除して算出したものである。換言すれば小遣錢を受くる者の

みの平均額である。

(六)

調査の結果は、以下掲表の通りであるが、その大略を説明すれば

小遣錢を受くる者は 二一、七五六人 八五、〇三パーセント
 小遣錢を受けざる者は 三、六一三人 一四、一二パーセント
 隨時支給せらるゝ者は 二一七人 〇、八五パーセント

である。小遣錢を全然受けざる者が總數の十四パーセントを占むることは注意を要する點である。

◎三大都市の小學校兒童にして小遣錢を受くる者の一ヶ月總平均額を尋常一年より順次示せば

尋常	一 年	二 年	三 年	四 年	五 年	六 年	高 等
	九 十 錢	八 十 一 錢	八 十 錢	七 十 九 錢	七 十 五 錢	九 十 三 錢	六 十 六 錢
							六 十 九 錢

以上の如く下級より尋常五年迄は漸次減少し尋常六年に至つて急に増加してゐる。此は下級生は學校よりの歸りが早い丈けそれ丈け間食その他に小遣錢を浪費する機会が多いが、上級に進むに連れて學校に居る時間が永いため小遣

錢を費消する機会が少きに因るものと推察される。

更に小學校の所在地に依り之を市の中央部と周圍部に區別してその平均額を見るに次表の通り尋常一年を除きたる各學年を通じて中央部小學校の兒童は周圍部小學校の兒童より多くの小遣錢を費消してゐる事實が判明した。即ち左の通りである。

		(中央部)						(周圍部)					
		尋常一年			尋常二年			尋常一年			尋常二年		
日	最少	七十六錢	八十六錢	八十二錢	八十七錢	八十四錢	八十三錢	九十三錢	八十錢	七十九錢	七十六錢	七十三錢	七十錢
	最高	七十六錢	八十六錢	八十二錢	八十七錢	八十四錢	八十三錢	九十三錢	八十錢	七十九錢	七十六錢	七十三錢	七十錢
月	最少	七十六錢	八十六錢	八十二錢	八十七錢	八十四錢	八十三錢	九十三錢	八十錢	七十九錢	七十六錢	七十三錢	七十錢
	最高	七十六錢	八十六錢	八十二錢	八十七錢	八十四錢	八十三錢	九十三錢	八十錢	七十九錢	七十六錢	七十三錢	七十錢

次に小遣錢の最少と最高を見るに、一日の最少一錢より最高五十錢に及び又一ヶ月の最少二錢より最高七圓九十九錢に及んでゐるが、一日五十錢の者を一ヶ月に換算すれば十五圓となり之が最高なる譯である。その詳細は次の通りである。

		一日の最少			一ヶ月の最少		
		尋常一年			尋常二年		
日	最少	一錢	一錢	一錢	二錢	二錢	二錢
	最高	一錢	一錢	一錢	二錢	二錢	二錢
月	最少	一錢	一錢	一錢	二錢	二錢	二錢
	最高	一錢	一錢	一錢	二錢	二錢	二錢

又三大都市の中央部と周圍部に於ける小學校の尋常一年より同六年迄の平均額を比較すれば

高等	尋常	中央部		周圍部	
		平均	最高	平均	最高
四年	一年	一錢	五錢	一錢	二錢
五年	二年	一錢	三十錢	一錢	一錢
六年	三年	一錢	二十錢	一錢	一錢
一年	四年	一錢	十錢	一錢	三錢
二年	五年	一錢	十錢	一錢	五錢
	六年	一錢	十錢	一錢	五圓

◎中等學校生徒にして小遣錢を受くる者の一人平均額(中學校、高等女學校共)を示せば次の通りである。

年	中央部	周圍部
一年	九十三錢	九十錢
二年	八十錢	七十九錢
三年	七十九錢	七十六錢
四年	七十六錢	七十三錢
五年	七十三錢	七十錢

更に之を公立と私立、中學校と高等女學校に區別して掲ぐれば左の通りである。

公立中學		私立中學	
一年	一圓〇五錢	一年	一圓〇三錢
二年	一圓二十錢	二年	一圓三十九錢
三年	一圓八十錢	三年	二圓十八錢
四年	二圓〇二錢	四年	二圓八十二錢
五年	二圓三十錢	五年	三圓〇九錢
公立高女		公立高女	
一年	九十一錢	一年	六十一錢
二年	九十六錢	二年	八十七錢
三年	一圓十七錢	三年	一圓〇一錢
四年	一圓六十六錢	四年	一圓二十一錢
五年	一圓五十錢	五年	一圓二十六錢

以上の如く中學校に於ては私立の生徒は公立の生徒より多額の小遣錢を費消し、高等女學校に於ては私立の生徒は公立の生徒に比し少額である云ふことになつてゐる。

次に小遣錢の最少と最高とを比較するに一日の最少一錢、最高五十錢、一ヶ月の最少二錢より最高二十四圓となつてゐる。その一ヶ月の小遣錢金貳錢也云ふことは中等學校生徒の場合に於て異例に屬するであらう、以下公立と私立に區別して小遣錢の最少、最高を見れば

公立中學一年	一日の		一ヶ月の		公立中學一年	一日の		一ヶ月の	
	最少	最高	最少	最高		最少	最高	最少	最高
一錢	二十五錢	二錢	十圓	私立中學一年	一錢	二十錢	五錢	十圓	
二年 一錢	二十錢	一錢	七圓五十錢	二年 一錢	三十錢	二錢	十圓		

中學又は高女に入りて一ヶ月の最少額一錢乃至五錢とあるが如きは特例中の特例なるべく又最高二十圓乃至二十四圓とあるが如きも極度の例外的ならんも共に一考を要する點である。次に大阪、京都、神戸の三大都市に於ける中等學校生徒小遣錢月額(平均)を比較すれば一年より五年迄を通じて京都市の一圓九十二錢を最高とし、次は大阪市の一圓四十七錢にて神戸市は一圓十錢にて最少である。尙此の三者の平均は一圓五十錢である。

都市別		公私別		男女別		一年		二年		三年		四年		五年		平均	
市	都	私	公	高女	高中	一	二	三	四	五	平	均	一	二	三	四	五
京	都	立	立	女	中	一、〇〇	一、二〇	一、三〇	一、四〇	一、五〇	一、六〇	一、七〇	一、八〇	一、九〇	二、〇〇	二、一〇	二、二〇
大	阪	立	立	女	中	一、〇〇	一、二〇	一、三〇	一、四〇	一、五〇	一、六〇	一、七〇	一、八〇	一、九〇	二、〇〇	二、一〇	二、二〇

大阪少年審判所管内小童遺錢調査

金額管轄	必要=應ツテ	日		月		調査人員	金額合計	一人(月)平均額	一日ノ最高	一月ノ最高
		二	一	二	一					
大阪府	無	三	一	一	一	九	三	六	三	三
京都市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
神戸市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
合計	二、三九三人	三	一	一	一	九	三	六	三	三
大阪府	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
京都市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
神戸市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
合計	二、三九三人	三	一	一	一	九	三	六	三	三
大阪府	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
京都市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
神戸市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
合計	二、三九三人	三	一	一	一	九	三	六	三	三
大阪府	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
京都市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
神戸市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
合計	二、三九三人	三	一	一	一	九	三	六	三	三
大阪府	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
京都市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
神戸市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
合計	二、三九三人	三	一	一	一	九	三	六	三	三
大阪府	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
京都市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
神戸市	一	一	一	一	一	九	一	八	一	二
合計	二、三九三人	三	一	一	一	九	三	六	三	三

以上統計の示す處に依り大體の傾向を示せば、尋常科時代は全部隨時支給をなし、一ヶ月一圓の範圍内に於て隨時支給(買喰の資を含むも止むを得ず)し中等學校に於ては定額支給に隨時支給を折衷して一二年時代は月額一圓の外隨時支給額一圓迄とし三四年は月額支給二圓の外に隨時支給一圓迄、五年は月額支給三圓、外に隨時支給一圓位を與へてやり度いものである。

勿論之は家庭の生活程度に依り此の通り實行し得ざる家庭もあらふし又事實それだけ支給するの必要なき場合もあるであらふが、それ等は特別な事實問題として考究の上酌すればよい譯である。但し之は統計より歸納したる常識的意見であつて科學的の根據ある意見ではない。要之思慮分別の充分でない子供時代に過度の不自由をなさしむることは少年の品性陶冶の上よりも警戒を要する所である。之を率直に云へば事情の許す範圍に於て相當の小遣錢を與へ、費途を明かに、浪費を戒しめて勤儉貯蓄の美風を涵養する、こは少年の教養上等閑に付すべき事ではないと思はれる。

平均	私立	公立
三	九	七
一、三	一、八	一、九
一、二	一、〇	一、〇
一、九	一、三	一、八
二、六	一、六	一、八
一、五	一、一	一、〇

(七)

大阪少年審判管内小童遺錢調

一月ノ 最 高	一日ノ 最 高	一月ノ 最 少	一日ノ 最 少	一人(月) 平均額	金額 合計	二月					三日					必要 二 應 シ テ	無	金額 管轄	年五校學小	
						八	六	五	四	三	二	一	五	三	二					一
三、〇〇二	〇、〇〇二	〇、〇〇二	〇、〇〇二	二、四八七	一、九八八														中央部	大 阪 市
三、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	五、四〇九	六、四〇九														周圍部	三 校
二、〇〇四	〇、〇〇四	〇、〇〇四	〇、〇〇四	八、六二四	一、八八八														中央部	京 都 市
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	二、四〇五	三、二〇〇														周圍部	五 校
三、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、三二八	一、八八八														中央部	神 戶 市
三、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	三、六二二	五、四〇九														周圍部	二 校
三、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	三、四〇九	五、〇一〇														中央部	合 計
七、九〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、四二二	二、二二一														周圍部	九 六 三 人
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	一、四二二	二、二二一														中央部	四 九 八 人
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	一、四二二	二、二二一														周圍部	七 五 〇 人
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	一、四二二	二、二二一														中央部	合 計
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	一、四二二	二、二二一														周圍部	二、 二二一 人
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	一、四二二	二、二二一														中央部	十 十 十 十 一 年 齡 不 明
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	一、四二二	二、二二一														周圍部	一、 四七 〇〇 三 人
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	一、四二二	二、二二一														中央部	三 一 四 二 〇 人
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	一、四二二	二、二二一														周圍部	四 七 〇 〇 三 人
七、九〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇一	一、四二二	二、二二一														總計	三 一 四 二 〇 人

大阪少年審判管内小童遺錢調

一月ノ 最 高	一日ノ 最 高	一月ノ 最 少	一日ノ 最 少	一人(月) 平均額	金額 合計	二月					三日					必要 二 應 シ テ	無	金額 管轄	年四校學小	
						七	六	五	四	三	二	一	五	三	二					一
三、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	二、九八八	一、九八八														中央部	大 阪 市
三、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	五、八〇三	八、八八八														周圍部	三 校
四、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一〇、一六六	一、六六六														中央部	京 都 市
三、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	二、九八八	三、九八八														周圍部	五 校
四、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、八八八	二、八八八														中央部	神 戶 市
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	四、九八〇	六、九八〇														周圍部	二 校
四、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	四、〇二六	五、〇二六														中央部	合 計
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、八八八	二、八八八														周圍部	一、 〇五二 人
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、二九七	二、二九七														中央部	五 六 一 人
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、二九七	二、二九七														周圍部	八 二 五 人
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、二九七	二、二九七														中央部	合 計
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、二九七	二、二九七														周圍部	二、 四三 八 人
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、二九七	二、二九七														中央部	十 十 十 十 一 年 齡 不 明
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、二九七	二、二九七														周圍部	一、 五八 〇〇 二 人
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、二九七	二、二九七														中央部	一 三 〇 〇 二 人
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、二九七	二、二九七														周圍部	八 六 一 四 二 〇 人
五、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	〇、〇〇三	一、二九七	二、二九七														總計	八 六 一 四 二 〇 人

大阪少年審判所が、昭和七年に於て取扱ひたる少年二千二百三十六人に付き、その給料及び小遣錢を調査した處に依るに、次表の如く住込中の者に小遣錢の不足を認めらるゝ者が多いことは注意すべき點であつて、保護少年の内、家庭外に在る者の六十パーセント以上は住込中の者である點より見るも、小遣錢の不足に負ふ所多きを想はざるを得ない。(以下掲ぐる所は同一人にて同年齢内に二回以上轉職したる場合その給料、小遣錢の相異なる時には夫々相異なるに計上しあるを以て、調査人員より超過して居る)

一、住込中の少年の小遣錢月額

住込中の少年は、衣食住の費用を支辨する事なきが故給料の全部は、凡て小遣錢見てもよろしいのである。然かし五圓以上の給料を受くる者の中には、其幾分を父兄に送金して居る者がある。此の如き少年に付ては給料は相當額であつても、實際の小遣は極めて僅少で、中には一圓未満の者もある。

計	十二歳	十三歳	十四歳	十五歳	十六歳	十七歳	十八歳	十九歳	計	比率
一圓以下	二五	三〇	八八	一二九	一一一	一三〇	六一	二九	六一三	37.81%
二圓以下	九	一三	三七	八二	一〇九	一〇六	七九	三八	四七三	
三圓以下	六	九	三一	四三	九三	一〇四	七四	三九	三九九	62.19%
四圓以下	二	七	三四	八三	一三一	一五八	一一二	六六	五九三	
五圓以下	一	七	一一	三六	七六	九二	七一	五八	三五二	1.263人
七圓以下	一	七	一八	四二	九二	一五三	一三三	二八	五六六	
十圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	二五四	2,078人
十五圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	九一	
二十圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	三、三四一	比率
計	四三	六六	二二二	四三一	六七六	八一八	六一九	四六七	三、三四一	

以上の統計に依つて見れば、一圓以下の者は六百十三人にて最多數を占め、第二位は三圓以上五圓以下にて五百九十三人、第三位は七圓以上十圓以下の者にて五百六十六人、第四位は二圓以下にて四百七十五人、次は三圓以下、七圓以下、十五圓以下、二十圓以下と云ふ順序となつてゐる。即ち一圓以下の者が多數を占むるに云ふことは注目すべき點であるのみならず、十六才以上の者が過半數を占めてゐることは考ふべきことである。殊に十八、九才の者が他人の家に住込みて月一圓の小遣錢では如何に切りつめても足りやう筈がない。而かも發育盛りの時期に在る子供が終日自轉車に乗り歩くやうな業務に在る場合空腹を感じるの餘り、買喰の必要も起るであらうことは止むを得まい。又月一、二回の公休日には活動寫眞の觀覽も欲するであらふ。又甚しきは此の一圓で、下駄から風呂錢までも自辨せざるべからざるものもあつた。斯かる境遇に置かれた者が、犯罪に陥ることはあるは、洵に同情に堪へない次第であると共に、世の使用人階級の人々にもう少し理解があつて欲しいと思ふ。斯かる事例は技術習得を目的とする業務に従事する者に於て屢々見受ける處であるが、十四、五才以上の子供を使用し、その勞務を提供せしむる以上は如何に見習期間に雖も三圓以上の小遣錢を與ふることは、諸種の點より觀て當然と考へらるゝのみならず、子供の指導上斯く願はしきものである。

二、家庭内に在りし者の内、就職通中の者

否らざるものこの小遣錢を見るに、現に就職中にて家庭より通勤中の者は比較的多くの給料を受けてゐるが、是等は殆ど全部父母にその金額を交付し、その内より勤定日毎に一圓乃至一圓五十錢づつ小遣錢を受けてゐるのが普通で、毎月の小遣錢五圓以上に出づる者は稀である。少年が勞働して衣食の資を稼ぐのであるから、給料の大部分を父母に提供して、其實に供せしむるのは當然であるが、中には子供の勤勞所得を當てにして、自分は徒食し、遊惰に日を送つて居る者が割合に多いから、少年も終に稼ぐ張合を失ひ、其から墮落して、保護少年となる者も割合に多いのである。

計	二十圓以下	十五圓以下	十圓以下	七圓以下	五圓以下	三圓以下	二圓以下	一圓以下	金額
	其通 他勤	其通 他勤	其通 他勤	其通 他勤	其通 他勤	其通 他勤	其通 他勤	其通 他勤	
									十二才
四					二	一	一		十三才
七七				一	一	二	一	五三	十四才
四 二〇	一 三	一 六	一 四	三	二		一	一一	十五才
一一 三八	五 一〇	三 二二	一 〇	八	一三	二三	八	六四	十六才
一四 三六	六 五	四 六	一 二	三	一五	五二	三六	三七	十七才
一三 五三	七 六二	四 四五	一 二	三	五五	二六	七五	〇五	十八才
一四 一八	六 一〇	三 三六	一 四二	三二	四六	六三	三七	七二	十九才
一 二〇 六八	五 一八	二 七	五二	二四	五三	三四	六六	四四	計
一七 三〇 七四	三 九八	二 九二	一五 三二	二 五四	一一 六七	一二 九一	三三 〇四	三二 六六	

昭和九年三月七日印刷
昭和九年三月十日發行

非賣品

發行者 大阪市北區若松町大阪少年審判所內
財團法人日本少年保護協會大阪支部代表者
永田三郎

印刷所 大阪市北區川崎町三八番地
上田印刷工場

發行所 大阪市北區若松町大阪少年審判所內
財團法人日本少年保護協會
大阪支部

